

別表第1 特別長期入院料の項を次のように改める。

特別長期入院料	健康保険法第63条第2項第4号及び老人保健法第17条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に関し、厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）	選定療養に関し180日を超えた日以後の入院に係る厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じて得た点数1点につき10円50銭
---------	---	---

別表第1 その他の項中「厚生労働省告示の診療報酬点数表」を「診療報酬の算定方法により算定した点数」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

金沢市駅前広場条例及び金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第67号

金沢市駅前広場条例及び金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

（金沢市駅前広場条例の一部改正）

第1条 金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項の表金沢駅東広場の項を次のように改める。

金沢駅東広場	金沢市木ノ新保町2番地
--------	-------------

（金沢市自転車等駐車場条例の一部改正）

第2条 金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場の項を次のように改める。

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場	金沢市木ノ新保町43番地	自転車 原動機付自転車
-----------------	--------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第68号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する
条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

43	無量寺第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画無量寺第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
44	湖陽団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画湖陽団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
45	塚崎南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画塚崎南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次の3号を加える。

43 無量寺第二地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
拠点サービス地区	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）又は倉庫業を営む倉庫 (3) 法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物 (4) 風営法第2条第1項第1号から第6号までに掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	170平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、河川若しくは水路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。 2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線までの距離の最低限度に満た

		<p>ない距離にある建築物の部分を用いる。以下この表において同じ。)に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
	高さの最高限度	20メートル(敷地面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、市長が都市景観上支障がないと認める場合は、25メートル)
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合(壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。)外に設ける場合を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの(透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。)</p>
住宅・軽工業地区	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス(コンテナに類する形状のものに限る。)又は倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 法別表第2(り)項第4号に掲げる建築物</p> <p>(4) 風営法第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p>

		<p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
	高さの最高限度	<p>15メートル（敷地面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、市長が都市景観上支障がないと認める場合は、20メートル）</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>
一般住宅地区	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又はカラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</p> <p>(3) 法別表第2（へ）項に掲げる建築物</p> <p>(4) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	<p>150平方メートル</p>
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
	高さの最高限度	<p>15メートル</p>

	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）
--	-------------	--

44 湖陽団地地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
低層住宅地区	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定するもの（風営法第2条第1項、第5項及び第11項に規定する営業の用に供するものを除く。）に限る。） (2) 集会所 (3) 公益上必要があると市長が認めるもの (4) 前3号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの
	建ぺい率の最高限度	10分の5（法第53条第3項第2号に規定する建築物については、10分の6）
	敷地面積の最低限度	200平方メートル
	高さの最高限度	10メートル
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して当該道路境界線から1メートル以内に垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）

沿道サー ビス地区	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定するもの（風営法第2条第1項、第5項及び第11項に規定する営業の用に供するものを除く。）に限る。） (2) 日用品の販売業又はクリーニング取次店を営む店舗 (3) 前2号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置 その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの
	建ぺい率の 最高限度	10分の6（法第53条第3項第2号に規定する建築物については、10分の7）
	敷地面積の 最低限度	200平方メートル
	高さの最高 限度	12メートル
	垣又はさく の構造の制 限	道路に面して当該道路境界線から1メートル以内に垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）

45 塚崎南地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定するものに限る。） (2) 診療所又は集会所 (3) 公益上必要があると市長が認めるもの (4) 前3号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置 その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの
	敷地面積の 最低限度	150平方メートル

壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、水路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 隣地の境界線に係る壁面等の後退において、当該隣地の所有者の同意がある場合は、前項の規定にかかわらず、壁面等から当該隣地の境界線までの距離の最低限度は、0.5メートルとする。</p> <p>3 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分という。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>4 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
高さの最高限度	12メートル
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第69号

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の8」を「第25条」に改める。

(金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 金沢市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第4条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項、第15条の2第2項及び第15条の6第1項」を「第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成18年(2006年)9月21日 印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)9月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市米泉町6丁目8番地3	カネモト印刷(株)